

令和6年度社会福祉施設等整備方針

・ 長寿介護課所管施設	1
介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム		
・ 地域福祉課所管施設	8
救護施設、無料低額宿泊所		
・ 障がい福祉課所管施設	9
障がい福祉サービス事業所等		
・ 少子化対策課所管施設	13
児童館		
・ 子どもの育ち支援課所管施設	15
放課後児童クラブ室、病児保育施設		
・ 子ども福祉・虐待対策課所管施設	17
児童養護施設、乳児院、委託一時保護専用ユニット、児童家庭支援センター、母子生活支援施設		

令和6年度社会福祉施設等整備方針（長寿介護課所管施設）

課名〔長寿介護課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・市町による施設利用者数の見込み及び整備意向をふまえつつ、施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、老人保健福祉施設の整備を進める。
- ・在宅要介護高齢者の施設サービスへのニーズの高まりを踏まえ、介護老人保健施設、介護医療院及び養護老人ホームを優先的に整備する。なお、令和6年度においては、市町の整備意向を踏まえ介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備は行わない。
- ・県補助を受けずに、介護老人保健施設、介護医療院及び養護老人ホームを整備する場合についても審査の対象とする。
- ・圏域については、別表「老人福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	課題	令和6年度整備方針
介護老人保健施設	圏域別	<p>1 在宅復帰支援と在宅生活支援という重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。</p> <p>2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。</p>	<p>1 圏域ごとに令和6年度整備可能数の範囲内とする。</p> <p>2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とする。ただし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いた上で従来型施設を整備する場合は、令和6年度整備における全整備選定数の5割の範囲内とする。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。</p> <p>* 増築による整備については、県補助の対象外とする。</p>

現状と整備可能数（単位：人分）

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計
既整備数	2, 584	1, 735	2, 064	358	6, 741
令和5年度整備予定	0	0	0	0	0
小計 (A)	2, 584	1, 735	2, 064	358	6, 741
令和6年度整備可能数 (B)	40	0	0	0	40
令和6年度末整備予定数(A)+(B)	2, 624	1, 735	2, 064	358	6, 781

施設種別	圏域	課題	令和6年度整備方針
介護医療院	圏域別	<p>1 主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、医学的管理の下における介護等の提供を行うという重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。</p> <p>2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。</p>	<p>1 圏域ごとに令和6年度整備可能数の範囲内とする。</p> <p>2 一般病床などからの転換ニーズがあることを踏まえ、令和6年度における従来型施設の整備は、圏域ごとの整備可能数に達するまで可能とする。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。</p> <p>* 増築による整備については、県補助の対象外とする。</p>

現状と整備可能数（単位：人分）

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計
既整備数	96	108	60	90	354
令和5年度整備予定	0	30	0	42	72
小計 (A)	96	138	60	132	426
令和6年度整備可能数 (B)	0	0	110	0	110
令和6年度末整備予定数(A)+(B)	96	138	170	132	536

施設種別	圏域	課題	令和6年度整備方針
養護老人ホーム	—	老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、整備を進める必要がある。	<p>老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、改修又は改築による整備を進める。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。</p>

(別表)老人福祉圏域

令和5年4月1日現在

圏域名	圏 域 内 市 町
北勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市 木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中勢伊賀	津市、名張市、伊賀市
南勢志摩	伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市 多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
東紀州	尾鷲市、熊野市 紀北町、御浜町、紀宝町

介護老人保健施設、介護医療院等整備選定方針

令和5年5月
三重県医療保健部長寿介護課

1 目的

三重県における介護老人保健施設、介護医療院及び養護老人ホームを計画的に整備するため、選定方針を次のとおり定める。

2 選定に当たっての考え方

- (1) 「4 選定対象施設の基本要件」の「(1)基本要件1」及び「(2)基本要件2」はいずれも必須要件とする。
 - ア 「(1)基本要件1」が1つでも満たされない場合は審査対象外とし、社会福祉施設等整備計画書を受理しない。
 - イ 「(2)基本要件2」の取り扱いは次のとおりとする。(注1)
 - ① 従来型施設の整備に当たっては、ユニット型整備計画及び従来型整備計画の整備数をふまえ、整備数が全整備選定数の5割の範囲内に収まる可能性のある従来型整備計画のみ審査対象とする。
 - ② ①にかかわらず、審査の結果、整備数が全整備選定数の5割を超えることとなった従来型整備計画は選定しない。
- (2) 「5 選定要件(1)優先要件及び(2)具体的審査要件」を中心に総合的に検討する。
- (3) 補助を受けずに、自己資金（一部借入金を含む。）で行う整備計画についても、審査の対象とする。

3 選定対象施設及び選定対象整備区分

施設種別	整備区分	選定対象
介護老人保健施設	創設	定員30人以上の施設
	増築	既設定員と増築定員との合計定員が30人以上となる施設
介護医療院	創設	定員30人以上の施設
	増築	既設定員と増築定員との合計定員が30人以上となる施設
養護老人ホーム	改修	老朽化が進み、緊急度を勘案の上、整備を進める必要のある施設
	改築	

※一部ユニット型施設の廃止に伴い、上記の定員は類型（従来型施設、ユニット型施設）ごとの定員数とする。

※従来型施設にユニット型施設を増築する場合及びユニット型施設に従来型施設を増築する場合は、それぞれ「創設」として取り扱うものとする。

※従来型施設とユニット型施設を同時に整備する場合は、一の計画として提出、審査を行うものとする。なお、それぞれの定員数（増築の場合は増築後の定員数）が30人以上であることが必要である。

※定員29人以下の施設については、市町における選定の対象となる。

4 選定対象施設の基本要件

(1) 基本要件 1

- ア 介護老人保健施設及び介護医療院の整備については、整備方針における老人福祉圏域ごとの『令和6年度整備可能数』を上回らないこと。なお、増築による整備については補助対象外であるため、自己資金での整備のみが審査対象である。
- イ 建設予定地市町の意見書において整備に関する同意が得られていること。なお、従来型施設を整備する場合は、意見書において、従来型施設の整備の必要性が明記されていること。
- ウ 社会福祉法人にあっては、建設予定地が申請者の所有地（所有が確実に見込まれているものを含む。）又は国、地方公共団体からの貸与予定地であること。
- エ 建設予定地に抵当権等の所有権以外の権利が設定されていないこと又は確実に解除が可能なこと。（既存施設整備借入時の独立行政法人福祉医療機構等の抵当権は原則除く。）
- オ 選定対象施設が、建設予定地における農地法、農振法、都市計画法、河川法、文化財保護法、森林法、砂防法、国有財産法等の各種開発規制等に該当しないこと又は確実に除外等が可能なこと。
- カ 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例を遵守すること。
- キ 利用者の人権擁護、虐待防止等のための研修の実施等に取り組むこと。
- ク 過去5年間に於いて介護保険法、老人福祉法、社会福祉法及び医療法に基づく措置命令又は指定（認可、許可）の取消し等の処分（以下「行政処分」という。）を受けた法人でないこと。また、代表者（新設法人の設立代表者を含む。以下同じ。）が個人又は他の法人の代表者として過去5年間に於いて行政処分を受けていないこと。

(2) 基本要件 2

介護老人保健施設の従来型施設の整備に当たっては、令和6年度整備における全整備選定数の5割の範囲内とする。

5 選定要件

(1) 優先要件

ア 資金計画が的確なものであること。

- ① 建設自己資金（総事業費の1割以上）が確保（予定）されているか。
- ② 借入金の借入先に利率等を含めて協議をしているか。
- ③ 償還計画が的確であるか。
- ④ 土地購入費、土地造成費、設計監理費、施設整備費、設備整備費、事業運営費等を適切に見込んでいるか。
- ⑤ 居住費は、適切な算定根拠により設定しているか。

イ 建設予定地は、自己所有地（所有が確実に見込まれているものを含む。）又は国、地方公共団体からの貸与予定地であること。

ウ 建設予定地は、住宅地から遠距離の孤立した場所ではなく、交通等の利便性が確保された地域であり、かつ、防災上、危険な地域でないこと。

エ 地震、津波、浸水、土砂災害等の非常災害対策に配慮した施設であること。

オ 社会福祉施設等整備計画書類が完備されていること。

カ 建設予定施設が施設基準を踏まえて適切に計画されていること。

キ 法人及び代表者が、事業の運用上の留意点（介護保険制度や高齢者福祉に関する知識、人員・設備・運営基準等）を十分に理解していること。

ク 過去5年間において介護保険法及び社会福祉法に基づく勧告（以下「勧告」という。）を受けた法人でないこと。また、代表者が他の法人の代表者として過去5年間において勧告を受けていないこと。

ケ 三重県子ども・福祉部福祉監査課又は市監査担当部署から改善事項の指摘を受けた法人（代表者が代表を務める他の法人を含む。）については、当該事項について改善されていること。

(2) 具体的審査要件

ア 施設計画の具体性

- ① 近隣住民との調整が図られているか。
- ② 施設サービスの必要性について利用者ニーズを把握しているか。
- ③ 居宅サービスを含めた地域ニーズを的確に把握し、包括ケアが提供できるよう検討されているか。
- ④ 施設長（管理者）を確保（予定）しているか。
- ⑤ 協力病院が確保（予定）されているか。
- ⑥ 医療的ケアが必要な入所者に対応できるよう、看護職員の確保や介護職員等の喀痰吸引等研修の受講及び、登録特定行為事業者登録の申請を行うことを検討しているか。
- ⑦ 介護職員を確保するための取組が十分になされているか。
- ⑧ 新設法人については、法人認可担当との協議はしているか。
- ⑨ みえ木材利用方針に基づき、木材利用の促進が図られた施設であるか。
- ⑩ 福祉避難所の指定を受ける検討をしているか。
- ⑪ 太陽光発電による新エネルギー利用など環境に配慮した施設であるか。

イ 建設予定地介護保険者における優先度

- ① 建設予定地介護保険者の施設整備率（施設定員数（令和5年度末予定）／65歳以上人口（令和4年10月1日））

（注1）「4 選定対象施設の基本要件」の「(2)基本要件2」の取り扱いの例示

【介護老人保健施設：整備可能数100床の場合】

例① 整備計画A（従来型施設40床創設）のみ提出があった場合（ユニット型施設の整備計画の提出がなかった場合）

→整備計画Aは審査対象外とし選定しない。

例② 整備計画A（従来型施設40床創設）と整備計画B（ユニット型施設60床創設）の提出があった場合

→整備計画Aの整備数は全整備選定数の5割の範囲内に収まる可能性があるため、整備計画Aは審査の対象とする。

ただし、審査の結果、整備計画Bが選定されなかった場合、整備計画Aの整備数は全整備選定数の5割を超えるため、整備計画Aは選定しない。

例③ 整備計画A（従来型施設50床創設）、整備計画B（ユニット型施設80床創設）の提出があった場合

→審査の結果に関わらず、整備計画Aは基本要件を満たさない（整備計画Bが選定されなかった場合は全整備選定数の5割を超える、また、整備計画Bが選定された場合は整備可能数を上回る）ため、整備計画Aは審査対象外とし選定しない。

令和6年度社会福祉施設等整備方針（地域福祉課所管施設）

課名〔地域福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・生活保護法で規定されている保護施設（救護施設）及び社会福祉法で規定されている無料低額宿泊所の新規施設整備については、原則として行わない。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和6年度整備方針
救護施設	全県	<ul style="list-style-type: none"> ・県内 3か所 ・定員 計250名 (令和5年4月1日現在) 	<p>救護施設は、精神疾患等により、在宅生活を送ることが難しい処遇困難ケースが多く、入所者の高齢化も進んでいる。</p> <p>無料低額宿泊所は、いわゆる貧困ビジネスへの規制強化を図るため、令和2年に条例を制定し事前届出制の導入等を行っており、引き続き施設の適切な運営に留意していく必要がある。</p>	入所者等の安全確保に必要な改築等があれば整備を進める。
無料低額宿泊所	全県	<ul style="list-style-type: none"> ・県内 1か所 ・定員 計64名 (令和5年4月1日現在) 		

令和6年度社会福祉施設等整備方針（障がい福祉課所管施設）

課名〔障がい福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 障がいの有無に関わらずお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、障がい者関係施設の整備を進める。
- ・ 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」における障害福祉サービスの必要量の見込みや障害保健福祉圏域の整備状況、緊急性や必要性を総合的に判断し整備する。
- ・ 新規整備（障がい者）の対象は、障がい者の重度化への対応、地域生活への移行および地域生活の支援の観点から、日中活動系サービスのうち生活介護および居住系サービスのうち共同生活援助の事業所とする。
- ・ 新規整備（障がい児）の対象は、児童発達支援センター、重症心身障がい児および医療的ケア児を支援する障害児通所支援事業所とする。
- ・ 既設建物の大規模修繕等の対象は、感染防止対策や防災対策など、入所者等の安全・安心に資する整備とする。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和6年度整備方針
日中活動系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	<ol style="list-style-type: none"> 1 入所施設から地域生活への移行が進んでいない。 2 障害保健福祉圏域によって指定する事業所の数に差が生じている。 3 相談および地域の体制づくりなどの機能を集約した地域生活支援拠点機能を有する事業所ならびに障がい児支援の中核となる機能を有する事業所の設置が進んでいない地域がある。 4 建物の防災対策に取り組む必要がある。 	<p>社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等施設整備費補助金または次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となる日中活動系サービス事業所の施設整備について、当該法人に対して補助を行うことにより、障害福祉サービスの充実を図る。</p> <p>新規整備、大規模修繕等の優先順位については、緊急性や必要性を総合的に判断し決定することとし、それぞれにおける優先順位は以下のとおりとする。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規整備 <ul style="list-style-type: none"> 以下（1）を優先し、（1）において同順位の場合は（2）から（4）を満たす整備を優先する。 （1）みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を考慮して、日中活動系サービス事業所が不足する圏域の整備 （2）地域生活支援拠点機能または児童発達支援センターの機能を有する事業所 （3）主に重度心身障がい児者や医療的ケア児者を支援する事業所

施設種別	圏域	現状	課題	令和6年度整備方針
				<p>(4) 短期入所を併設する事業所</p> <p>2 既存建物の大規模修繕等 建物の防災対策について、緊急性や必要性を考慮して優先順位を付けることとする。</p>
<p>居住系サービス事業所</p>	<p>別表1のとおり</p>	<p>別表2のとおり</p>	<p>1 入所施設から地域生活への移行が進んでいない。</p> <p>2 障害保健福祉圏域によって指定する事業所の数に差が生じている。</p> <p>3 障がいが重度であっても、地域で安心して生活できる場所の確保が求められている。</p> <p>4 建物の防災対策及び感染防止対策に取り組む必要がある。</p>	<p>社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等施設整備費補助金および三重県障害者グループホーム緊急整備事業費補助金の交付対象となる共同生活援助事業所の施設整備について、当該法人に対して補助を行うことにより、障害福祉サービスの充実を図る。</p> <p>なお、住宅地および住宅地と同程度に利用者家族、地域住民との交流が確保される地域への設置を整備の対象とする。</p> <p>新規整備、大規模修繕等の優先順位については、緊急性や必要性を総合的に判断し決定することとし、それぞれにおける優先順位は、以下のとおりとする。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。</p> <p>1 新規整備 以下(1)を優先し、(1)において同順位の場合は(2)から(4)を満たす整備を優先する。 (1) みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を考慮して、共同生活援助事業所が不足する圏域の整備(ただし、日中サービス支援型については、優先対象とする。) (2) 障がい者の重度化や高齢化に対応できる事業所 (3) 障害者支援施設や精神科病院から地域生活への移行を目的に設置する事業所 (4) 短期入所を併設する事業所</p> <p>2 既存建物の大規模修繕等 以下(1)、(2)を同順位とし、緊急性や必要性を考慮して優先順位を付けることとする。 (1) 多床室の個室化改修等の感染防止対策 (2) スプリンクラー、非常用自家発電設備等の防災対策</p>

3 その他

次の諸点に該当する整備事業とする。

- ・ 障害福祉サービスの提供方針、利用者の状況、指定基準、資金計画等を十分検討し、中長期的視点を含め着実に事業が実施できると考えられる施設。
- ・ 障がい者の地域社会との日常的な交流が図られる施設。
- ・ 立地に関して各種災害に対する安全性が確保され、設備の面で防災・減災への配慮がなされている施設。
- ・ 公共工事に準じた入札・契約等の各種手続きが実行できること。

(別表1) 障害保健福祉圏域

令和5年4月1日現在

圏域名	圏 域 内 市 町
桑名員弁	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
四日市	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪多気	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
紀北	尾鷲市、紀北町
紀南	熊野市、御浜町、紀宝町

(別表2) 障害福祉サービス事業所等の現状

種類	種類	単位	令和5年度									
			桑名 員弁	四日市	鈴鹿 亀山	津	松阪 多気	伊勢 志摩	伊賀	紀北	紀南	計
日中活動系サービス												
生活介護	現状	事業所数	17	41	25	43	30	30	23	5	5	219
		定員数	344	1,256	668	998	707	650	511	137	132	5,403
	サービス見込量	人	454	888	546	717	580	706	500	135	137	4,663
	サービス量実績	人	421	846	552	681	559	647	463	110	129	4,408
児童発達支援センター	現状	事業所数	1	1	2	1	2	1	2	0	1	11
		定員数	30	80	110	40	60	30	32	0	24	406
	整備目標	事業所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
児童発達支援事業所 (重心)	現状	事業所数	3	5	2	7	4	1	1	0	0	23
		定員数	20	30	15	37	20	5	5	0	0	132
	整備目標	事業所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
放課後デイサービス 事業所(重心)	現状	事業所数	4	6	3	5	4	1	1	0	0	24
		定員数	60	35	20	27	20	5	5	0	0	172
	整備目標	事業所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
居住系サービス												
共同生活援助	現状	事業所数	21	29	24	42	30	20	13	4	3	186
		定員数	277	577	271	437	318	280	261	43	53	2,517
	サービス見込量	人	240	380	217	289	253	304	260	68	69	2,080
	サービス量実績	人	260	408	244	294	240	307	230	59	62	2,104

注)

- 1 現状の事業所数・定員数は、令和5年4月1日現在
- 2 サービス見込量は、「みえ障がい者共生社会づくりプラン-2021年度～2023年度-」における令和5年度のサービス見込量（1か月あたり）
- 3 サービス量実績は、令和5年1月分
- 4 生活介護は、障害者支援施設分を含む。
- 5 整備目標は、「みえ障がい者共生社会づくりプラン-2021年度～2023年度-」における令和5年度の目標

令和6年度社会福祉施設等整備方針（少子化対策課所管施設）

課名〔少子化対策課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・健全な遊びを通じて、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助していく拠点施設である児童館を整備するにあたり、地域のニーズに応じた子ども・子育て環境の向上のための施設整備を推進する。
- ・施設の老朽化、地震・津波などの防災対策、感染症対策、木材利用促進等に対する大規模修繕等を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和6年度整備方針
児童館	全県	大型児童館 1館 小型児童館 28館 児童センター 13館 計 42館 (10市6町) (令和5年5月1日現在)	1 施設の老朽化対策は、各市町における長寿命化計画に沿って計画的に実施する必要がある。 2 児童の健全育成活動の拠点である児童館のない地域がある。 3 児童館の中で、放課後児童クラブを行うことは、様々な利点があるが、放課後児童クラブを行っている児童館は多くない。	市町や社会福祉法人等が行う児童館の整備事業に関して市町に補助を行うことで施設整備を推進する。補助は国の次世代育成支援対策施設整備交付金の交付を受ける市町に限る。 優先度の高いものから1、2、3、4、5の順とする。緊急性や必要性を総合的に判断し優先順位を決定することとし、放課後児童クラブ室を設置している児童館や設置を行う児童館を優先する。 1 既存の児童館における大規模修繕等のうち、地震・津波などの防災対策、感染症対策のための改修工事等に係る整備事業 2 児童館のない市町における新たな児童館の創設

施設種別	圏域	現状	課題	令和6年度整備方針
				3 児童館のある市町における新たな児童館の創設 4 既存の児童館を拡張・改築する整備 5 その他大規模修繕等の整備

令和6年度社会福祉施設等整備方針（子どもの育ち支援課所管施設）

課名〔子どもの育ち支援課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・地域のニーズに応じた子育て環境の向上のための施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和6年度整備方針
放課後児童クラブ室	全県	<p>放課後児童クラブ数 448か所 (令和4年5月1日現在)</p> <p>※令和5年5月1日現在の 数値については、今後調査予 定です。</p>	<p>1 小学校の統廃合等によ り、現在利用中の設備が利 用できなくなる場合があ る。</p> <p>2 実施施設の災害対策が必 要な場合がある。</p> <p>3 小学校児童についての保 育需要があるにも関わら ず、放課後児童クラブが存 在しない地域がある。</p> <p>4 待機児童が生じている市 町がある。</p>	<p>「放課後児童クラブ運営指針」による、支援の単位あ たりおおむね40人以下の整備を推進することとし、放課 後子ども総合プランにおける市町の運営委員会等の調整 を経た次の整備（創設・改築）を行う。国の子ども・子 育て支援施設整備交付金または子ども・子育て支援交付 金による交付を受けることを条件とする。</p> <p>また、当該整備にあたっては、市町の福祉部局と教育 委員会の連携を密にして取り組むこととする。</p> <p>優先度の高いものから1、2、3、4、5、6の順と する。</p> <p>1 小学校の統廃合による整備、または借家等で実施し ているが使用不能になる場合の整備</p> <p>2 地震対策あるいは津波対策等のための整備</p> <p>3 放課後児童クラブ未設置小学校区における整備</p> <p>4 既存の放課後児童クラブ施設では需要に対して充分 に対応できていない地区において、受け入れ枠拡大 に繋がる整備</p> <p>5 放課後子ども総合プランの推進のため、放課後子ど も教室と一体となって実施するための整備または学</p>

施設種別	圏域	現状	課題	令和6年度整備方針
				校の空き教室を活用するための整備 6 1から5の理由以外での整備
病児保育施設	全県	病児保育施設数 20か所 (令和5年5月1日現在)	1 病児保育事業は、ニーズは高いものの、利用者が安定しておらず採算が合わないことがある。 2 実施施設の災害対策が必要な場合がある。 3 子育て家庭の病児保育に係る需要があるにも関わらず、病児保育施設が存在しない又は不十分な地域がある。	国の子ども・子育て支援施設整備交付金により交付を受けることを条件として、病院又は診療所、社会福祉法人等が病児保育施設を整備する際に必要な経費について、市町に対して補助を行うことで、病児保育の推進を図る。 優先度の高いものから1、2、3、4、5の順とする。 1 現在病児保育事業で使用している建物が使用不能になる場合の整備 2 地震対策あるいは津波対策等のための整備 3 病児保育施設未設置市町における整備 4 既存の病児保育施設では需要に対して充分に対応できていない地区において、受け入れ枠拡大に繋がる整備 5 1から4の理由以外での整備

令和6年度社会福祉施設等整備方針（子ども福祉・虐待対策課所管施設）

課名〔子ども福祉・虐待対策課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 児童養護施設及び乳児院については、令和元年度に策定した三重県社会的養育推進計画に基づき、「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」に向けた取組を進め、子どもの最善の利益を保障するものになるよう施設整備を推進する。
- ・ 母子生活支援施設については、DV被害者への対応や老朽化、防災強化等の観点からニーズに応じた施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和6年度整備方針
児童養護施設	全県	施設数 11施設 公立 0施設 民間 11施設 (令和5年4月1日現在)	1 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組が求められている。 2 築年数の経過による施設の老朽化対策として、増改築修繕が求められている。	優先度の高いものから1, 2の順とするが、緊急性や必要性により優先度を総合的に判断する。 1 小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換 施設の 신설・改築・拡張にあたっては、小規模かつ地域分散化するための施設整備や、本体施設を小規模グループケアの構造にする、または一時保護専用施設等を創設・拡張するなど高機能化及び多機能化・機能転換を図る施設整備を優先する。 特に、地域分散化については、「施設地域分散化等加速化プラン」に対応する整備のほか、東紀州地域や施設のない地域に整備するものを優先する。 2 老朽化対応や防災強化対応のための増改築修繕 施設の移設（新設を含む）・大規模修繕・増改築・拡張にあたっては、平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働事務次官通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」により整備を行う耐震化等整備事業や老朽民間児童福祉施設整備事業を優先する。
乳児院	全県	施設数 3施設 公立 0施設 民間 3施設 (令和5年4月1日現在)		

施設種別	圏域	現状	課題	令和6年度整備方針												
				<p>老朽化については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」における老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。</p>												
委託一時保護専用ユニット（乳児院、児童養護施設）	全県	<p>施設数 4施設</p> <table border="1" data-bbox="618 480 925 679"> <tr> <td></td> <td>乳児院</td> <td>児童養護施設</td> </tr> <tr> <td>公立</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>民間</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> </table> <p>(令和5年4月1日現在)</p>		乳児院	児童養護施設	公立	0	0	民間	1	3	計	1	3	<p>県児童相談所一時保護所の入所率が高いことなどにより、児童の適切なケアの確保について課題を有しているため、地域において一定数の一時保護児童を安定的に受け入れることができる委託先の確保が必要となってきている。</p>	<p>児童相談所単位での設置を進めることとし、県児童相談所一時保護所のない地域及び乳児院での整備を優先する。</p>
	乳児院	児童養護施設														
公立	0	0														
民間	1	3														
計	1	3														
児童家庭支援センター	全県	<p>施設数 6施設 公立 0施設 民間 6施設 (令和5年4月1日現在)</p> <p>令和2年度までに全児童相談所管内に設置済</p>	<p>児童養護施設において、地域からの相談に応じたり、指導等を行う児童家庭支援センター設置の必要性が高まっている。</p> <p>児童相談所管内への複数のセンターの設置について地域性や相談ニーズなどにより検討していく必要がある。</p>	<p>児童相談所管内への複数のセンターの設置について、地域性や相談ニーズを考慮し、必要性に応じて整備を進める。</p>												

施設種別	圏域	現状	課題	令和6年度整備方針
母子生活支援施設	全県	施設数 4施設 公立 0施設 民間 4施設 (令和5年4月1日現在)	<ol style="list-style-type: none"> 1 DV被害者の利用が増加しているため、対応が必要である。 2 施設の老朽化への対応や津波・浸水等災害への対応の必要性が高まっている。 	<p>優先度の高いものから1、2の順とするが、緊急性や必要性により優先度を総合的に判断する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 DV被害者への対応 <p>入居者の安全性を確保するため、施設や居室のセキュリティやプライバシーの強化を図る施設整備を優先する。</p> 2 施設の老朽化対応や防災強化対応（耐震工事含む） <p>施設の移設（新設を含む）・大規模修繕・増改築・拡張にあたっては、平成20年6月12日雇発第0612001号厚生労働事務次官通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」により整備を行う耐震化等整備事業や老朽民間児童福祉施設整備事業を優先する。</p> <p>老朽化については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」における老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。</p>